

【厚生年金基金】

予定死亡率改定、財政弾力化措置の改正に関する通知

10月1日に次の内容に関する通知が発出されましたのでご案内いたします。(発出は9月30日付)

- ✓ 厚生年金基金の財政計算に使用する予定死亡率の改正
- ✓ 7月10日付で発出されている[財政弾力化措置](#)に関する通知改正の改正

「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について
(年発 0930 第2号)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/091002pnpamktu.pdf>

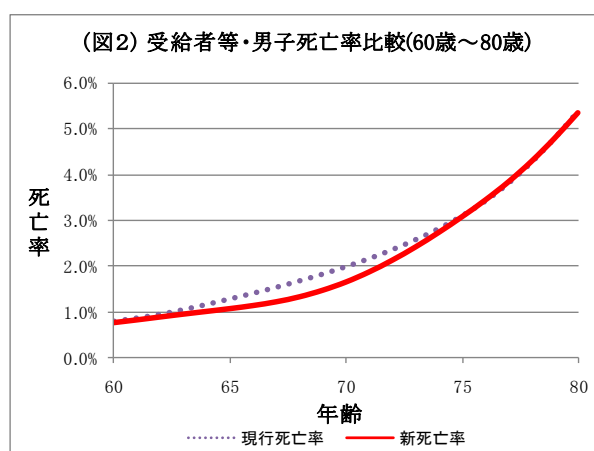
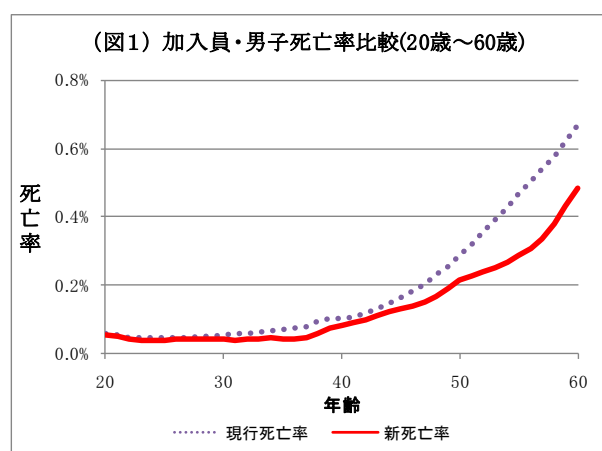
通知で示された内容

- ✓ 厚生年金基金の財政計算に使用する予定死亡率の改正

平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から、平成21年2月に公表された厚生年金本体の財政検証の基礎率に準拠した新しい予定死亡率(第20回生命表基準)を用いることが示されました。また、平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算が到来していない基金においても、それ以前の財政計算から新死亡率を適用することは差し支えない旨、厚生労働省から確認を得ています。

(ご参考) 新死亡率の特徴

新しい予定死亡率は従前の予定死亡率と比較して死亡率が低下しています。その為、死亡率変更により標準掛金率や給付現価が増加傾向となります。(下図1~3参照)



(次頁有り)

(図3) 男子(60歳)の場合の平均余命・年金現価率比較

	年金現価率(5.5%)		
	単純終身	15年保証終身	20年保証終身
現行予定死亡率(19回生命表基準)	12.3294	13.0943	13.6422
新予定死亡率(20回生命表基準)	12.5119	13.1936	13.7005
比率(20回÷19回)	101.5%	100.8%	100.4%
(ご参考)旧予定死亡率(18回生命表基準)	12.0844	12.9250	13.5221
(ご参考)比率(19回÷18回)	102.0%	101.3%	100.9%

✓ 7月10日付で発出されている財政弾力化措置に関する通知改正の改正

① 下方回廊方式の取扱いの明確化

変更対象である文面は、下方回廊方式を採用し特別掛金を再算定する場合において、特別掛金として償却することとなる各給付区分の過去勤務債務残高が財政計算前を下回ること(特別掛金を引下げること等)を認めないことを意図したのですが、より明確となるよう修正が行われたものです。(趣旨は変更されておりません。)

(変更前)

ただし、各区分毎に、当該控除後の未償却過去勤務債務残高が当該控除前の未償却過去勤務債務残高を下回らないこと。

(変更後)

ただし、各区分毎に、当該控除後の未償却過去勤務債務残高が変更計算前の特別掛金収入現価を下回らないこと。

② 最低責任準備金調整額の適用時期の修正

最低責任準備金調整額の適用時期が平成22年4月1日以降から平成21年10月1日以降へ前倒されました。

なお、今回の通知発出時において、既に最低責任準備金調整額を反映させていない計算結果によるもので代議員会の議決を行っている場合は、その結果を用いることは差し支えないとの確認を、厚生労働省から得ています。

施行期日

平成21年10月1日

以上